

産商第 82 号

平成 21 年 8 月 31 日

株式会社アーバネックス  
代表取締役 鈴間能成 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について

平成 21 年 1 月 30 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下、「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）京都リサーチパーク商業施設計画  
京都市下京区中堂寺栗田町 90 番地外

#### 2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年通商産業省告示 第 16 号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

#### 3 付帯意見

店舗周辺における来退店経路について、交通安全確保のため適切に周知するよう配慮が望まれます。また、駐輪場が分散して設置されていることから、店舗周辺に路上駐輪されないよう円滑な誘導に努めるとともに、定期的な整理整頓により駐輪場を適切に運営されることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、東側が道路（七本松通）、北側が一般国道9号線（五条通）、西側が道路（東御前通）に面しており、平成17年度道路交通センサスによると、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量は、五条通で平日40,374台、休日32,060台（観測地点1013（下京区中堂寺壬生川町）という立地にあり、商業施設が立地する敷地は都市計画上の商業地域に位置している。周辺の地域の状況は、北側には五条通を隔てて事務所、店舗、集合住宅等、東側には七本松通を隔てて集合住宅、事務所、南側には住宅、工場等、西側には住宅が立地している。

また、当該商業施設は京都リサーチパーク西地区に計画されており、敷地内には既にコンビニエンスストアが立地している。

なお、計画地北側に接する五条通は道路拡幅が行われる予定である。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、出店者についての意見等が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

#### (1) 駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、小売店舗用として指針の算式に基づき算出した台数である32台と同数を確保する計画となっているため、法の趣旨からは適正である。

なお、駐車場出入口において来店客車両、自転車及び歩行者の交錯を回避するため、交通整理員の配置等により歩行者等の安全な誘導に努めるとともに、店舗周辺における来退店経路について、交通安全確保のため適切に周知するよう配慮が望まれる。

#### (2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づき算出した台数である47台を上回る収容台数が確保されており、法の趣旨からは適正である。

なお、駐輪場が分散して設置されていることから、店舗周辺に路上駐輪されないよう円滑な誘導に努めるとともに、定期的な整理整頓により適切に運営されることが望まれる。

#### (3) 荷さばき施設について

新設店舗分の荷さばき施設では、来店客車両と荷さばき車両が同一の出入口を利用するが、荷さばき作業時間帯を営業時間外に設定するとともに、店舗周辺の歩行者の

安全確保など適切な配慮がなされており周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。既存店舗分の荷さばき施設では、交通整理員による出入口の安全確保と歩行者への配慮が引き続き望まれる。

(4) 騒音について

計画地及びその周辺は商業地域であり、等価騒音レベルの予測については、昼間及び夜間とも環境基準値を下回っている。夜間における最大値の予測については、計画地の東側の予測地点で規制基準値を上回っているものの、既設の東側自動車出入口における走行車両の影響によるものであり、店舗の新設に伴う周辺環境への影響は少ないと判断される。その他騒音対策については、周辺の地域の生活環境保持のため適正な配慮がなされている。

なお、既存店舗については、作業の静穏化等の配慮がなされているものの、夜間において荷さばき作業が行われることから、周辺生活環境への影響をより一層軽減する運営を行うよう望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から具体的要請があった場合、協力を行う旨の意思表示がなされている。

また、防犯対策については、営業時間においては従業員による注意喚起はもとより、所轄警察と連携して防犯・非行防止に努める旨表明している。

そのほか、光害対策については減光あるいは点灯時間帯の調整などにより、周辺に影響が生じないよう十分配慮すると表明されている。

以上のことから、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。